

紙オムツ給付事業実施要項

片品村社会福祉協議会

1. 目的

在宅の高齢者及び身体障害者等に身体の清潔さと快適さを提供することにより、家族の負担の軽減、本人の精神的な安定と健康の保持・増進を図ることを目的とする。

2. 事業実施主体

片品村社会福祉協議会

3. 対象者

要介護認定の結果で要介護1以上と認定された者で、常時オムツを使用している在宅の高齢者及び身体障害者等とする。

4. 利用申請

上記の対象者であり、介護支援専門員・相談支援専門員・民生委員を通して片品村社会福祉協議会に申請するものとする。

5. 実施内容

年3回（4月、8月、12月）の給付とする。ただし、片品村社会福祉協議会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

※入院及び施設入所した場合は除く。

附則

平成10年 4月 1日 から実施する。

平成20年 4月 1日 から実施する。

平成23年 8月 1日 から実施する。

平成31年 4月 1日 一部改正